

(第3回教育・保育施設提供体制等検討部会 提出資料)

※ 8ページの「②幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の(3)設備の幼稚園から移行する場合について訂正あり。

## 子ども・子育て支援新制度に係る基準を定める条例の骨子案について

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法の制定等により導入される「子ども・子育て支援新制度」においては、次のように制度が改められます。

- (1) 都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するため、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を市町村による認可事業とする。
- (2) 幼稚園と保育所の両方の認可が必要であった幼保連携型認定こども園について、単一の認可により設置できることとする。
- (3) 認定こども園、幼稚園及び保育所への共通の給付及び家庭的保育事業等への給付を創設し、給付を受ける場合に、市町村の確認を受けることとする。

これに伴い、市町村は府省令で定める基準を踏まえ、これらの認可及び確認に係る基準を条例で定めることが義務付けられました。

現在、平成26年4月30日に公布された府省令を基に、本市の実情を踏まえ、条例案について検討を行っています。

### 2 府省令の概要及び条例骨子案

「府省令の項目とその概要」及び「条例骨子案」は、別紙のとおりです。

### 3 条例の施行期日

平成27年4月1日（予定）

## 1 府省令の項目とその概要

## ① 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

項 目	基 準 の 概 要
趣旨	基準制定の趣旨
最低基準の目的	利用乳幼児の育成の保障
最低基準の向上	児童福祉審議会の意見聴取及び事業者への勧告
最低基準と事業者	基準を超える設備運営の向上義務
一般原則	人権配慮、地域社会との交流・連携、自己評価の実施、外部評価の実施と公表、必要な設備の設置、危険防止を考慮した設備の設置
保育所等との連携	協力連携を行う保育所等の確保
非常災害対策	非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する計画の策定とこれに基づく訓練の実施
職員の一般的要件	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるなどの職員の一般的要件
職員の知識及び技能の向上等	必要な知識及び技能の修得・維持・向上、職員の研修機会の確保
併設時の設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等と兼ねる設備及び職員の設置及び配置
平等取扱い	利用乳幼児への差別的取扱いの禁止
虐待等の禁止	利用乳幼児に対する虐待等の禁止
懲戒に係る権限の濫用禁止	利用乳幼児に対する懲戒に係る権限の濫用禁止
衛生管理等	設備等の衛生上の措置、感染症・食中毒の発生予防等の措置、医療品の備え及び管理、職員の清潔保持及び健康状態の管理、設備等の衛生管理
食事	事業所内調理の実施、必要な栄養量の含有、身体的状況等の考慮、献立に従った調理、食を営む力の育成 連携施設等からの食事の搬入
健康診断	利用乳幼児及び職員の健康診断
事業所内部の規程	事業の運営についての重要事項に関する規程の整備
事業所に備える帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
秘密保持等	職員及び職員であった者に対する業務上知り得た秘密の保持
苦情への対応	苦情を受け付ける窓口の設置等
設備の基準	備えるべき設備及びその面積・要件
職員	配置すべき職員及びその数
保育時間	保育時間
保育の内容	保育指針に準じた保育の提供
保護者との連絡	保護者への密接な連絡等
利用定員	小規模保育事業C型における利用定員の特例、事業所内保育事業における従業員以外の者の乳幼児の定員枠
事業内容	居宅訪問型保育事業における保育の内容（集団保育が困難である乳幼児の保育等）

(参考) 家庭的保育事業等の概要について

区 分	事業の内容	利用定員	場 所	対象年齢
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	1～5人	家庭的保育者の居宅等	原則、満3歳未満 〔保育の体制整備の状況その他の地域の事情により、満3歳以上も可〕
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下で、きめ細かな保育を実施	6～19人	小規模な施設	
A型	保育所分園、ミニ保育所に近い類型	6～10人 〔5年間は、 6～15人〕		
B型	A型とC型の間間的な類型			
C型	家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型			
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施	—	乳幼児の居宅	
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	—	事業所等	
保育所型	規模が大きい類型	20人～※		
小規模型	規模が小さい類型	1～19人※		

※ 従業員以外の者の乳幼児の定員枠を含む。

② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(内閣府・文部科学省・厚生労働省令)

項 目	基 準 の 概 要
趣旨	基準制定の趣旨
設備運営基準の目的	園児の育成の保障
設備運営基準の向上	合議制の機関の意見聴取及び事業者への勧告
学級編制の基準	学級の編制、1学級の園児数等
職員	配置する職員及びその数等
園舎及び園庭	園舎及び園庭の設置及びその面積・要件
園舎に備えるべき設備	備えるべき設備及びその面積
園具及び教具	園具及び教具の備え・改善・補充
教育・保育の期間・時間	教育・保育の期間・時間
子育て支援事業の内容	保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本認識の下での支援
掲示	幼保連携型認定こども園である旨の掲示
学校教育法施行規則の準用	履修が困難な教科
児童福祉施設設備運営基準の準用	基準を超える設備運営の向上義務、人権配慮、地域社会との交流・連携、必要な設備の設置、必要な知識及び技能の修得・維持・向上、職員の研修機会の確保、園児への差別的取扱いの禁止、園児に対する虐待等の禁止、園児に対する懲戒に係る権限の濫用禁止、園内調理の実施、必要な栄養量の含有、身体的状況等の考慮、献立に従った調理、食を営む力の育成、職員及び職員であった者に対する業務上知り得た秘密の保持、苦情を受け付ける窓口の設置等、備えるべき設備の要件、外部からの食事の搬入、保護者への密接な連絡等、他の社会福祉施設等と兼ねる設備及び職員の設置及び配置
幼稚園設置基準の準用	幼保連携型認定こども園の位置、施設及び設備の一般的基準

③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）

項 目	基 準 の 概 要
趣旨	基準制定の趣旨
定義	用語の定義
一般原則	適切な環境の確保、意思及び人格の尊重、学校等との連携、虐待の防止等のための体制整備等
利用定員	利用定員
内容及び手続の説明及び同意	利用申込者への運営規程の概要等の説明及びその同意
提供拒否の禁止等	正当な理由のない提供拒否の禁止、公正な選考、保育の必要の程度等による優先利用、選考方法の明示、適切な施設等の紹介
あっせん等に対する協力	市町村が行うあっせん、調整及び要請に対する協力
支給資格等の確認	支給認定証による支給資格等の確認
支給認定申請の援助	支給認定を受けていない保護者への援助
心身の状況等の把握	支給認定子どもの心身の状況等の把握
小学校等との連携	小学校等との連携
提供の記録	提供日、内容等の記録
利用者負担額等の受領	利用者負担額の受領、費用基準額の受領、上乗せ徴収、実費徴収、領収書の交付、上乗せ徴収及び実費徴収の説明及び同意
給付費の額の通知等	給付費の額の通知、特定教育・保育提供証明書等の交付
取扱方針	教育要領、保育指針等に基づく特定教育・保育等の提供
評価等	自己評価の実施、外部評価の実施と公表
相談及び援助	支給認定子ども等に対する相談対応及び援助
緊急時等の対応	体調急変等の場合の医療機関等への連絡等
市町村への通知	不正な給付費の受給についての市町村への通知
運営規程	運営についての重要事項に関する規程の整備
勤務体制の確保等	勤務体制の定め、職員による特定教育・保育等の提供、職員の研修機会の確保
定員の遵守	利用定員を超える特定教育・保育等の提供の原則禁止
掲示	運営規程の概要等の掲示
平等取扱い	支給認定子どもへの差別的取扱いの禁止
虐待等の禁止	支給認定子どもに対する虐待等の禁止
懲戒に係る権限の濫用禁止	支給認定子どもに対する懲戒に係る権限の濫用禁止
秘密保持等	職員等及び職員であった者に対する業務上知り得た秘密の保持、小学校等への情報提供の保護者同意
情報の提供等	保護者に対する情報の提供、虚偽広告等の禁止
利益供与等の禁止	施設紹介等の対償の提供及び收受の禁止
苦情解決	苦情を受け付ける窓口の設置等
地域との連携等	地域住民等との連携・協力
事故発生の防止等	事故発生の防止のための措置、事故発生時の市町村等への連絡、処置の記録、損害賠償
会計の区分	他の事業との区分
記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録の整備、特定教育・保育等の提供に当たっての計画等の記録の5年保存
特別利用保育の基準	特別利用保育（保育を必要としない3歳以上児に対して保育所で行う保育）の場合の保育所の設備運営の基準の遵守等
特別利用教育の基準	特別利用教育（保育を必要とする3歳以上児に対して幼稚園で行う教育）の場合の幼稚園の設備編制等の基準の遵守等
特別利用地域型保育の基準	特別利用地域型保育（保育を必要としない3歳以上児に対して地域型保育事業者が行う保育）の場合の地域型保育事業の設備運営の基準の遵守等
特定利用地域型保育の基準	特定利用地域型保育（保育を必要とする3歳以上児に対して地域型保育事業者が行う保育）の場合の地域型保育事業の設備運営の基準の遵守等

2 条例骨子案について

① 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

項 目		国 の 基 準 ( 府 省 令 )		条 例 骨 子 案	(参考) 保育所の設備及び運営に関する基準		
(1)職員 【従うべき基準】	職種	家庭的保育事業	保育士又は保育士と同等以上と認める者	国の基準どおり。	(保育所の基準) 保育士		
		小規模保育事業	A型	保育士		国の基準どおり。	
			B型	保育士 <u>(半数以上)</u> 又は研修を修了した者		国の基準どおり。 <b>なお、保育士の供給状況等に応じた適切な事業運営とするため、市長は基準を加重することができる規定を追加。</b>	
			C型	保育士又は保育士と同等以上と認める者		国の基準どおり。	
		居宅訪問型保育事業	保育士又は保育士と同等以上と認める者	国の基準どおり。			
		事業所内保育事業	保育所型	保育士		国の基準どおり。	
	小規模型		保育士 <u>(半数以上)</u> 又は研修を修了した者	国の基準どおり。 <b>なお、保育士の供給状況等に応じた適切な事業運営とするため、市長は基準を加重することができる規定を追加。</b>			
	員数 (注) 乳幼児数：職員数を記載しています(②の表において同じ。)	家庭的保育事業	<b>3 : 1 保育者 1 人の場合</b> 5 : 2 保育者 1 人 + 補助者 1 人の場合		国の基準どおり。 <b>なお、乳幼児の安全を確保する体制を充実するため、市長は基準を加重することができる規定を追加。</b>	(保育所の基準) 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ただし、2 人を下回ることはできない。	
		小規模保育事業	A・B型	次の基準による数に1を加えた数以上とする。 0 歳児 3 : 1 3 歳児 20 : 1 1・2 歳児 6 : 1 4・5 歳児 30 : 1			国の基準どおり。 ※基準の加重のイメージ 2人を下回ることはできない。
			C型	<b>3 : 1 保育者 1 人の場合</b> 5 : 2 保育者 1 人 + 補助者 1 人の場合			国の基準どおり。 <b>なお、乳幼児の安全を確保する体制を充実するため、市長は基準を加重することができる規定を追加。</b>
居宅訪問型保育事業		1 : 1		国の基準どおり。			
事業所内保育事業		保育所型	0 歳児 3 : 1 3 歳児 20 : 1 1・2 歳児 6 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ただし、2 人を下回ることはできない。		国の基準どおり。		
		小規模型	次の基準による数に1を加えた数以上とする。 0 歳児 3 : 1 3 歳児 20 : 1 1・2 歳児 6 : 1 4・5 歳児 30 : 1				
(2)設備 【参酌すべき基準】	家庭的保育事業	保育専用の部屋 乳幼児 1 ~ 3 人 9.9㎡以上 乳幼児 4・5 人 1 人につき 3.3㎡以上		国の基準どおり。	(保育所の基準) 乳児室 1 人につき 1.65㎡以上 <b>※本市独自基準 1.65㎡ → 3.3㎡</b> ほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上		
	小規模保育事業	A・B型	乳児室・ほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上			国の基準どおり。	
		C型	乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 1 人につき 3.3㎡以上				
	居宅訪問型保育事業	—		—			
	事業所内保育事業	保育所型	<b>乳児室 1 人につき 1.65㎡以上</b> ほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上			<b>乳児室は 1 人につき 3.3㎡以上</b> 、その他は国の基準どおり。	
小規模型		乳児室・ほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上		国の基準どおり。			

国の基準（府省令）		内 容	条例骨子案	(参考) 保育所の設備及び運営に関する基準
項 目				
(3)保育時間 【参酌すべき基準】	全4事業	1日につき8時間を原則とする。	国の基準どおり。	(保育所の基準) 1日につき8時間を原則とする。
(4)保育内容 【従うべき基準】	全4事業	保育所保育指針に準じる。	国の基準どおり。	(保育所の基準) 保育所保育指針に従う。
(5)保育所等との連携 【従うべき基準】	家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。  ※ 連携施設の確保が困難な場合には、5年間、連携施設を確保しないことができる経過措置あり。	国の基準どおり。	—
	居宅訪問型保育事業	障害、疾病等を有する乳幼児に対する保育を行う場合には、連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	国の基準どおり。	—
(6)食事 【従うべき基準】	家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	自園調理を原則とする。  ただし、衛生面の体制確保等を要件に、連携施設等から外部搬入することができる。  ※ 保育を目的とする施設・事業者が家庭的保育事業等の認可を得た場合には、5年間、自園調理を原則とする基準を適用しないことができる経過措置あり。	国の基準どおり。	(保育所の基準) 自園調理を原則とする。  ただし、衛生面の体制確保等を要件に、3歳以上児の食事について外部搬入することができる。 (3歳未満児の食事は外部搬入不可)
(7)帳簿等の保存 【参酌すべき基準】	全4事業	職員、財産、収支及び乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	<b>本市が支弁する運営費等に係る帳簿等は5年間保存、その他は国の基準どおり。</b>	(保育所の基準) 職員、財産、収支及び乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 <b>本市独自基準</b> <b>本市が支弁する運営費等に係る帳簿等を5年間保存しなければならない。</b>
(8)その他	全4事業	—	<b>・虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</b> <b>・非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</b>	(保育所の基準) <b>本市独自基準</b> <b>・虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</b> <b>・非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</b>

② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

国の基準（府省令）		内 容	条 例 骨 子 案	（参考）保育所の設備及び運営に関する基準 幼稚園の設置に関する基準
項 目				
(1)職員  【従うべき基準】	職種	主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（幼稚園教諭かつ保育士）。 特別な事情があるときは、学級数の1/3の範囲内で、助保育教諭又は講師（幼稚園助教諭かつ保育士）  ※ 5年間は、幼稚園教諭（幼稚園助教諭）又は保育士とする特例措置あり。	国の基準どおり。	（保育所の基準）保育士 （幼稚園の基準）主幹教諭、指導教諭又は教諭（幼稚園教諭）。 特別な事情があるときは、助教諭又は講師（幼稚園助教諭）
	員数	0歳児 3：1 3歳児 20：1 1・2歳児 6：1 4・5歳児 30：1 ただし、2人を下回ることはできない。	国の基準どおり。	（保育所の基準）0歳児 3：1 3歳児 20：1 1・2歳児 6：1 4・5歳児 30：1 ただし、2人を下回ることはできない。 （幼稚園の基準）1学級の幼児数は35人以下を原則とし、各学級に少なくとも専任の教諭等を1人置く。 <b>※広島県独自基準</b> <b>3歳児学級について、35人→30人</b>
(2)1学級の園児数  【従うべき基準】		<b>35人以下</b> を原則とする。  ※ 学級編制は、3歳以上の園児のみ。	<b>3歳児学級は30人以下を原則</b> 、その他は国の基準どおり。	
(3)設備  【参酌すべき基準】		<b>乳児室 1人につき1.65㎡以上</b> ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1人につき1.98㎡以上 （幼稚園から移行する場合の特例）	乳児室は1人につき <b>3.3㎡以上</b> 、その他は国の基準どおり。	（保育所の基準） 乳児室 1人につき1.65㎡以上 <b>※本市独自基準1.65㎡→3.3㎡</b> ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室・遊戯室 1人につき1.98㎡以上
		<b>乳児室 1人につき1.65㎡以上</b> ほふく室 1人につき3.3㎡以上 （保育室・遊戯室 当分の間、基準なし）		
(4)保育時間  【参酌すべき基準】		1日につき8時間を原則とする。	国の基準どおり。	（保育所の基準） 1日につき8時間を原則とする。
(5)教育期間・時間  【従うべき基準】		毎学年の教育週数は、原則39週を下ってはならない。  標準的な教育時間は、1日につき4時間とする。	国の基準どおり。	（幼稚園の基準） 毎学年の教育週数は、原則39週を下ってはならない。 教育時間は、1日につき4時間を標準とする。
(6)食事  【従うべき基準】		自園調理を原則とする。  ただし、衛生面の体制確保等を要件に、3歳以上児の食事について外部搬入することができる。 （3歳未満児の食事は外部搬入不可）	国の基準どおり。	（保育所の基準） 自園調理を原則とする。 ただし、衛生面の体制確保等を要件に、3歳以上児の食事について外部搬入することができる。 （3歳未満児の食事は外部搬入不可）
(7)帳簿等の保存		—	<b>職員、財産、収支及び園児の処遇を明らかにする帳簿を整備し、本市が支弁する運営費等に係る帳簿等を5年間保存しなければならない。</b>	（保育所の基準） 職員、財産、収支及び乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 <b>本市独自基準</b> <b>本市が支弁する運営費等に係る帳簿等を5年間保存しなければならない。</b>
(8)その他		—	・虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ・非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。	（保育所の基準） <b>本市独自基準</b> ・虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ・非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。



③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

国の基準（府省令）		条例骨子案	（参考）保育所の設備及び運営に関する基準
項目	内容		
(1)内容及び手続の説明及び同意 【従うべき基準】	教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し運営規程の概要等を記した文書を交付して説明を行い、その同意を得なければならない。	国の基準どおり。	—
(2)提供拒否の禁止 【従うべき基準】	正当な理由がなければ、利用申込みを拒んではならない。	国の基準どおり。	—
(3)帳簿等の保存 【参酌すべき基準】	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  教育・保育の提供に当たっての計画等の記録を整備し、5年間保存しなければならない。	<b>本市が支弁する運営費等に係る帳簿等は5年間保存</b> 、その他は国の基準どおり。	（保育所の基準） 職員、財産、収支及び乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 <b>本市独自基準</b> <b>本市が支弁する運営費等に係る帳簿等を5年間保存しなければならない。</b>

(参考) 資料の訂正の内容

[訂正前]

② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

国の基準 (府省令)		条 例 骨 子 案	(参考) 保育所の設備及び運営に関する基準 幼稚園の設置に関する基準																						
項 目	内 容																								
	訂正なし																								
(3)設備  【参酌すべき基準】	<table border="0"> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>1人につき1.98㎡以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(幼稚園から移行する場合)</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>基準なし</td> </tr> </table>	乳児室	1人につき1.65㎡以上	ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上	(幼稚園から移行する場合)		乳児室	1人につき1.65㎡以上	ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	基準なし	<p>乳児室は1人につき3.3㎡以上、その他は国の基準どおり。</p> <hr/> <p>乳児室は1人につき3.3㎡以上、保育室・遊戯室は1人につき1.98㎡以上、その他は国の基準どおり。</p>	<p>(保育所の基準)</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b></td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>1人につき1.98㎡以上</td> </tr> </table>	乳児室	1人につき1.65㎡以上	<b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b>		ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上																								
(幼稚園から移行する場合)																									
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	基準なし																								
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
<b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b>																									
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上																								
	訂正なし																								

[訂正後]

② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

国の基準 (府省令)		条 例 骨 子 案	(参考) 保育所の設備及び運営に関する基準 幼稚園の設置に関する基準																						
項 目	内 容																								
	訂正なし																								
(3)設備  【参酌すべき基準】	<table border="0"> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>1人につき1.98㎡以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(幼稚園から移行する場合の特例)</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>当分の間、基準なし</td> </tr> </table>	乳児室	1人につき1.65㎡以上	ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上	(幼稚園から移行する場合の特例)		乳児室	1人につき1.65㎡以上	ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	当分の間、基準なし	<p>乳児室は1人につき3.3㎡以上、その他は国の基準どおり。</p>	<p>(保育所の基準)</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児室</td> <td>1人につき1.65㎡以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b></td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>1人につき3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>保育室・遊戯室</td> <td>1人につき1.98㎡以上</td> </tr> </table>	乳児室	1人につき1.65㎡以上	<b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b>		ほふく室	1人につき3.3㎡以上	保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上																								
(幼稚園から移行する場合の特例)																									
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	当分の間、基準なし																								
乳児室	1人につき1.65㎡以上																								
<b>※本市独自基準 1.65㎡→3.3㎡</b>																									
ほふく室	1人につき3.3㎡以上																								
保育室・遊戯室	1人につき1.98㎡以上																								
	訂正なし																								